第150期
定時株主総会
招集ご通知

平成27年４月１日～平成28年３月31日

日　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時

場　所　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号
当社本館１階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面およびインターネットによる議決権行使期限
平成28年６月28日（火曜日）午後５時15分まで

目次

招集ご通知 …… 1

（添付書類）
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 32
計算書類 …… 35
監査報告書 …… 37

株主総会参考書類 …… 43
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

日本碍子株式会社
（証券コード　5333）

(証券コード　5333)
平成28年６月７日

株　主　各　位

名古屋市瑞穂区須田町２番56号
日本碍子株式会社
取締役社長　大　島　　卓

第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　このたびの熊本地震により、被災されました皆様には心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第150期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権の行使]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使]
　３頁から４頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後５時15分までに賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号
　　当社本館１階ホール
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目 的 事 項

報 告 事 項　1．第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第150期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役12名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

4．議決権の行使に関する事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①～④の書類につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①　新株予約権等に関する事項
②　連結注記表
③　株主資本等変動計算書
④　個別注記表

◎本添付書類は、監査役または会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス　http://www.ngk.co.jp/IR/

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。受付開始時刻は、午前８時45分を予定しております。
◎株主様でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。インターネットによる議決権行使は、平成28年６月28日（火曜日）午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。なお、当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要でございます。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）[※1]から、当社の指定する議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

バーコード読み取り機能付きの携帯電話を利用して、QRコード[※2]を読み取り、議決権行使サイトにアクセスいただくことも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

[※1]「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
[※2] QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

4．機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事　業　報　告　(自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、金融緩和や財政政策の効果から緩やかな回復が続きました。海外では、中国の成長鈍化や資源国・新興国等に弱さが見られたものの、米国や欧州など先進国では回復基調を維持しました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、セラミックス事業では、米国・欧州市場の乗用車販売や米国市場のトラック販売が好調であったことに加え、中国の小型乗用車向け減税策による販売増等から自動車関連製品の需要が堅調に推移しました。エレクトロニクス事業では、半導体メーカーの微細化・高積層化投資を背景に半導体製造装置用セラミックス製品の需要が増加したほか、平成27年１月に連結子会社としたＮＧＫエレクトロデバイス株式会社の業績が通期で反映され増収となりました。電力関連事業においては、電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム／硫黄電池）の大口案件の出荷により増収となりました。これらの結果、当連結会計年度における売上高合計は、前期比15.1％増の4,357億97百万円となりました。

利益面では、研究開発費や減価償却費等が増加したものの、売上高の増加やドル高円安の影響等により、営業利益は前期比31.4％増の808億98百万円、経常利益は同33.5％増の814億98百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、競争法関連損失引当金繰入額71億13百万円や固定資産減損損失44億51百万円等を特別損失として計上しましたが、営業利益の増加により前期比28.5％増の533億16百万円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

〔電力関連事業〕
当事業の売上高は、835億47百万円と前期に比して14.7%増加いたしました。
がいしは国内電力会社向けの出荷が堅調に推移した一方、一部海外案件が翌期に繰延べとなったこと等から、概ね前期並みの売上となりました。ＮＡＳ®電池は国内外の大口案件の出荷により前期比で増収となりました。
利益面では、売上増やコストダウン等により、前期23億51百万円の営業損失から25億77百万円の営業利益となりました。

〔セラミックス事業〕
当事業の売上高は、2,511億23百万円と前期に比して10.5%増加いたしました。
自動車関連製品は、米国、欧州、中国での乗用車販売並びに米国のトラック販売が堅調に推移し、触媒用セラミックス担体（ハニセラム、大型ハニセラム）やＳｉＣ製ディーゼル・パティキュレート・フィルター、ＮＯｘセンサーの需要が拡大しました。産業機器関連製品は、国内主要客先の設備投資が回復基調にあり、窯製品を中心に増収となりました。
営業利益は、自動車関連製品の物量増やドル高円安の影響、コストダウン等により、前期比22.6%増の706億50百万円となりました。

〔エレクトロニクス事業〕
当事業の売上高は、1,014億31百万円と前期に比して28.8%増加いたしました。
半導体製造装置用セラミックス製品は、データセンター向け半導体の需要増を背景に需要が堅調で前期比増収となったほか、電子部品では、平成27年１月に連結子会社となったＮＧＫエレクトロデバイス株式会社の業績が通期で反映され大幅な増収となりました。金属は、金型の需要が減少したほか、ベリリウム銅展伸材需要減も影響し減収となりました。連結子会社の双信電機株式会社におきましても、産業機器市場向けの製品需要が低調で減収となりました。
営業利益は、売上増やコストダウン等により、前期比21.9%増の76億70百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、政治経済や通商ルールの変化、エネルギー・環境問題や技術革新など事業機会が拡大する一方で、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、資源価格や金融資本市場の変動の影響等、不確実性が増すと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは「世界に通用する真のグローバル企業」を目指して、①既存事業の競争力強化「新・ものづくり構造革新」、②新製品・新規事業の創出「2017 Challenge 30」を重要な経営戦略とし、全社を挙げて取り組んでまいります。

① 既存事業の競争力強化－新・ものづくり構造革新

当社グループは、中長期的な視点で収益性の確保を図ってまいります。各事業の2020年における「ありたい姿」を目指し、技術先進性をベースにした製品価値の向上と、革新製造プロセスの開発・導入による生産性の向上・リードタイム短縮に取り組みます。

自動車関連製品については、各国の排ガス規制強化や自動車販売台数の増加に伴う世界的な需要拡大に対応し、高付加価値品の開発を促進して製品差別化を図るとともに、最新鋭の生産ラインを着実に海外展開して高効率なグローバル生産体制を構築することで、事業の持続的な成長を目指します。半導体製造装置用セラミックス製品については、データセンターの増加や半導体の高集積化を背景に需要が拡大する一方で市場の要求が厳しさを増しており、製品の高機能化と革新的な製法の開発に努め、競争力を高めてまいります。

一方、がいしや産業機器関連製品については、事業再構築を完遂し収益性の改善に努めます。ＮＡＳ®電池については、コストダウンを着実に進めると共に、パートナーとの連携により国内外での需要創出に努め、継続的な受注獲得へ繋げてまいります。

② 新製品・新規事業の創出－2017 Challenge 30

当社グループは、売上高に占める新製品の比率を2017年度に30％まで引き上げる「2017 Challenge 30」を全社目標に掲げて新製品・新事業の創出に取り組んでおり、次年度の目標達成に向けて着実に進捗しております。

更なる成長を目指して、ウエハー新製品群の拡充や量産投資を着実に進めます。また、固体酸化物形燃料電池やチップ型セラミックス二次電池、亜鉛二次電池等の新製品については、生産技術開発、設備開発の促進、顧客開拓の強化による事業化加速を目的として、製造技術本部・研究開発本部・事業部・本社部門からなるセラミックス電池プロジェクトを発足させ、全社を挙げて早期市場投入を進めます。更には、継続的に新製品を創出するため、マーケティング専任者・サンプル試作チーム・新事業企画室が一体となって、的確なニーズを起点にした探索活動を推進してまいります。

グローバルビジネス社会の一員として

海外でビジネスを行う機会がますます拡大していくなか、経営の透明性と自律性を高め、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制を一層強化する必要があります。当社は積極的にコーポレートガバナンス・コードの適用を図るほか、全てのグループ構成員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動できるよう環境整備を進めております。

当社グループは過去の競争状況に関する国際的な調査の対象となっております。当社は、平成24年に社外取締役、社外監査役及び弁護士から成る独立委員会を設置して公正な対応を図るとともに、これまで当該調査に全面的に協力してまいりました。平成27年９月には米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、同年11月に全額を支払いました。こうした進捗に鑑み、関連する顧客と損害賠償等の交渉を行っており、一部支払いが生じております。株主様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。当社グループでは、法令遵守を重要な経営課題と位置づけており、コンプライアンス体制を整備してまいりましたが、この度の事態を厳粛に受け止め、再発防止とコンプライアンス体制の更なる強化に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

特に競争法違反の再発防止策として、「競争法遵守規定」や「競争法ハンドブック」を活用して様々な教育の場を設け、海外グループ会社の役員・従業員を含めて法令遵守の徹底を図っております。更に競争法遵守体制の確立に責任を負う競争法全社統括責任者を設置し、当該責任者から競争法遵守状況の報告を受けた経営倫理委員会がこれを取締役会に直接報告することとし管理体制を強化しております。

また、当連結会計年度より競争法及び海外腐敗行為防止法の遵守、並びに経営陣が関与した不正・法令違反を防止する仕組みとして、ＣＳＲ委員会コンプライアンス専門分科会が運営しているヘルプライン制度とは別に、当社グループの役員・従業員から社外弁護士経由で経営倫理委員会に直結する内部通報制度「ホットライン」を新たに設置し、コンプライアンス体制の更なる強化を図っております。

その他の取り組みとして、2016年度から2020年度における新たな環境活動の目標として「第４期環境行動５カ年計画」を策定いたしました。事業活動を通じて、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会の構築に貢献すると共に、持続可能な成長を目指してまいります。主には、「新・ものづくり構造革新」と環境負荷低減を連携して、グローバル規模でCO_2と排出物の削減に取り組むほか、自動車排ガス浄化関連製品やＮＡＳ®電池、低レベル放射性廃棄物処理装置など、より良い社会環境に資する環境貢献製品の売上を伸ばしてまいります。また、社会的要請の高まりに応えるため、生物多様性保全に向けた取り組みや、水資源に関するリスク管理と水利用の効率化への取り組みも強化いたします。

更には、グループ全体を世界で戦う企業集団として方向付け、最高のパフォーマンスを発揮していくため、管理部門においても「グローバル経営を支える本社力アップ活動」を推進してまいります。一人ひとりが本質を追求し業務の付加価値や生産性を上げていくほか、柔軟な発想やチャレンジする意欲を持つ多様な人材育成にもグループを挙げて注力してまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において、既存設備の更新のほか、自動車関連事業の生産体制拡充を重点に、総額454億37百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金に充当することを目的として、金融機関からの長期借入により168億25百万円を調達しました。

(5) 主要な借入先及び借入額 (平成28年３月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	44,594百万円
第一生命保険株式会社	28,000百万円
明治安田生命保険相互会社	27,000百万円
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Polska) S.A.	20,432百万円
日本生命保険相互会社	20,000百万円
株式会社国際協力銀行	18,395百万円
Bank of Ayudhya PCL	874百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を幹事とする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

(6) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	252,789	308,671	378,665	435,797
営業利益 (百万円)	20,695	44,252	61,577	80,898
経常利益 (百万円)	22,029	45,819	61,068	81,498
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,422	27,045	41,504	53,316
1株当たり当期純利益 (円)	34.98	82.82	127.11	163.28
総資産 (百万円)	563,030	614,219	702,234	711,897
純資産 (百万円)	303,073	344,453	404,001	417,972
(参考)				
連結子会社	54社	53社	58社	59社
持分法適用会社	2社	2社	2社	2社

(注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項」の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(7) 重要な子会社の状況(平成28年３月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
エナジーサポート株式会社	5,197百万円	100.0%	配電機器製品の製造及び販売
NGK CERAMICS USA, INC.(米国)	15百万米ドル	(注)１ 100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS EUROPE S.A.(ベルギー)	158百万ユーロ	100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(中国)	569百万元	(注)２ 100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造及び販売並びにディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)の製造
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.(ポーランド)	240百万ポーランドズロチ	(注)１ 95.0%	ディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)、ＮＯｘセンサー、自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(メキシコ)	116百万米ドル	95.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体並びにディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)の製造
双信電機株式会社	3,806百万円	40.6%	電子工業用製品の製造及び販売
NGKエレクトロデバイス株式会社	3,450百万円	100.0%	セラミックパッケージ並びにセラミック製電子工業用部品の製造及び販売

(注) １．子会社による間接所有のものです。
２．間接所有による持分を含む比率です。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容(平成28年３月31日現在)

部　門	主　要　製　品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム／硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、半導体製造装置用セラミックス製品、電子工業用製品、セラミックパッケージ

(9) 主要な営業所及び工場　(平成28年３月31日現在)

当　社	本　　社	愛知県名古屋市瑞穂区須田町２番56号
	営業拠点	東京本部、大阪支社、札幌営業所、仙台営業所、北陸営業所（富山市）、 名古屋営業所、広島営業所、高松営業所、福岡営業所
	生産拠点	名古屋工場、知多工場（愛知県半田市）、 小牧工場（愛知県小牧市・春日井市）、石川工場（石川県能美市）
	研　究　所	研究開発本部（名古屋市）他
子会社	国　　内	生産拠点：エナジーサポート株式会社（愛知県犬山市） 双信電機株式会社（長野県佐久市） NGKエレクトロデバイス株式会社（山口県美祢市）他
	海　　外	営業拠点：NGK-LOCKE, INC.（米国） NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.（米国） NGK ELECTRONICS USA, INC.(米国) NGK EUROPE GmbH（ドイツ）他 生産拠点：NGK CERAMICS USA, INC.（米国） NGK CERAMICS EUROPE S.A.（ベルギー） NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司（中国） NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.(ポーランド) NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(メキシコ)他

(10) 従業員の状況 (平成28年３月31日現在)

部　　門	就　業　人　員	
電力関連事業	2,343名	(548名)
セラミックス事業	8,440名	(2,356名)
エレクトロニクス事業	4,952名	(586名)
全社(共通)	922名	(53名)
合計	16,657名	(3,543名)

(注) 1．就業人員数の（ ）内は、臨時雇用者数で年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当社の就業人員は、3,700名です。

2．当社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (平成28年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　735,030,000株
② 発行済株式の総数　327,560,196株（自己株式981,389株を含む）
③ 株主数　19,212名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,445	11.77
第一生命保険株式会社	21,457	6.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,343	6.53
明治安田生命保険相互会社	18,695	5.72
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	11,402	3.49
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,292	3.15
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスディック アカウント	5,451	1.66
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,387	1.34
日本生命保険相互会社	4,313	1.32
全国共済農業協同組合連合会	4,309	1.31

（注）1．上記持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（981,389株）を控除した株数を基準として算出し、小数点第３位以下を切り捨てとしております。
2．平成27年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成27年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
三井住友信託銀行株式会社	8,357	2.55
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	524	0.16
日興アセットマネジメント株式会社	5,261	1.61
計	14,142	4.32

3．平成28年４月５日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーが平成28年３月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)	18,150	5.54
計	18,150	5.54

4．平成28年４月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が平成28年３月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	399	0.12
野村アセットマネジメント株式会社	16,244	4.96
計	16,643	5.08

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年３月31日現在)

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長		浜本英嗣
代表取締役社長		大島卓
代表取締役副社長	社長補佐、研究開発本部長、開発委員長	武内幸久
取締役専務執行役員	財務部・資材部所管、東京本部長、 メタウォーター株式会社社外取締役	坂部進
取締役専務執行役員	セラミックス事業本部長、名古屋事業所長、 NGK CERAMICS EUROPE S.A.取締役会長、 NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司董事長	蟹江浩嗣
取締役常務執行役員	経営企画室・新事業企画室・秘書室・広報室・人事部所管、 グループ会社統括、 ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社取締役	岩崎良平
取締役常務執行役員	電力事業本部長	齋藤英明
取締役常務執行役員	エレクトロニクス事業本部長、知多事業所長、 ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社取締役会長	石川修平
取締役常務執行役員	業務監査部・ＣＳＲ推進室・グローバルコンプライアンス室・ 法務部・知的財産部・総務部所管、 グローバルコンプライアンス室長、ＣＳＲ委員長、 内部統制委員長、大阪支社長	佐治信光
取締役執行役員	製造技術本部長、環境経営統括部・全社品質統括部所管、 設備委員長、全社環境委員長、全社品質委員長	丹羽智明
取締役	蒲野綜合法律事務所代表弁護士、 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役	蒲野宏之
取締役	株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役、 公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長	中村利雄
常勤監査役		水野丈行
常勤監査役		杉山謙
監査役	コナミホールディングス株式会社（平成27年10月１日付にて コナミ株式会社が商号変更）社外監査役、 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長	田中節夫
監査役	株式会社百十四銀行社外監査役、 株式会社牧野フライス製作所社外取締役	寺東一郎

（注）１．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
① 平成27年６月26日付にて藤戸宏氏、浜中俊行氏は取締役を退任しました（取締役退任時の地位は、藤戸宏氏については代表取締役専務執行役員、浜中俊行氏については取締役専務執行役員でした）。
② 平成27年６月26日付にて石川修平氏、丹羽智明氏は新たに取締役に選任され、就任しました。
③ 平成27年６月26日付にて福原道雄氏は監査役を退任しました。
④ 平成27年６月26日付にて杉山謙氏は新たに監査役に選任され、就任しました。
２．当事業年度中の取締役の地位の異動
① 平成27年６月26日付にて武内幸久氏の地位は、取締役専務執行役員から代表取締役副社長に変更となりました。
② 平成27年６月26日付にて坂部進氏、蟹江浩嗣氏の地位は、取締役常務執行役員から取締役専務執行役員に変更となりました。
③ 平成27年６月26日付にて佐治信光氏の地位は、取締役執行役員から取締役常務執行役員に変更となりました。
３．重要な兼職の状況に係る異動
① 取締役岩崎良平氏のＮＧＫエレクトロデバイス株式会社における地位は、平成27年６月29日付にて同社代表取締役会長から同社取締役に変更となりました。
② 取締役石川修平氏は、平成27年６月29日付にてＮＧＫエレクトロデバイス株式会社取締役会長に就任しました。
③ 取締役蒲野宏之氏は、平成27年６月24日まで株式会社小松製作所社外監査役を、平成27年７月２日まで住友生命保険相互会社社外取締役を務めておりましたが、各々、同日付にて退任しました。また、同氏は、平成27年６月25日付にてハウス食品グループ本社株式会社社外監査役に就任しました。
④ 取締役中村利雄氏は、平成27年11月30日まで日本商工会議所専務理事、東京商工会議所専務理事を務めておりましたが、各々、同日付にて退任しました。また、同氏は、平成28年３月１日付にて公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長に就任しました。
４．取締役蒲野宏之氏、取締役中村利雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、中村利雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
５．監査役田中節夫氏、監査役寺東一郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、寺東一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
６．監査役杉山謙氏は、長年当社の財務業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．監査役寺東一郎氏は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
８．当社は、株式会社小松製作所に対してセラミックス製品等を販売しております。また、当事業年度末において、当社には株式会社百十四銀行からの借入れがあります。

9．当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の10名です。

（平成28年３月31日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員	セラミックス事業本部技術統括部長、同本部センサ事業部長	倉知　寛
執行役員	資材部・特命業務担当	山本秀樹
執行役員	エレクトロニクス事業本部ＨＰＣ事業部長	手嶌孝弥
執行役員	セラミックス事業本部営業統括部長、 NGK EUROPE GmbH　取締役社長	松田　敦
執行役員	電力事業本部ＮＡＳ事業部長、小牧事業所長	美馬敏之
執行役員	研究開発本部副本部長、 同本部ＳＯＦＣプロジェクトリーダー	酒井　均
執行役員	セラミックス事業本部製造統括部長、 NGK CERAMICS USA, INC. 取締役会長	松田弘人
執行役員	製造技術本部製造技術統括部長	辻　裕之
執行役員	ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社代表取締役副社長、 エレクトロニクス事業本部長付	山田智裕
執行役員	人事部長	山田忠明

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	14人 （2）	643百万円 (24)
監査役 （うち社外監査役）	5 （2）	80 (21)
計 （うち社外役員）	19 （4）	723 (46)

（注）1．上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬87百万円及び取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与の支給見込額を含めております。
2．上記取締役の支給人数及び報酬等の額には、平成27年６月26日に退任した取締役（社外取締役ではありません）２名及び各人に対する報酬等の額を含んでおります。
3．上記監査役の支給人数及び報酬等の額には、平成27年６月26日に退任した監査役（社外監査役ではありません）１名及び同人に対する報酬等の額を含んでおります。
4．平成19年６月28日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額を年額800百万円（うち社外取締役30百万円。但し、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬は含まない)、取締役(社外取締役を除く）の株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円、監査役の報酬限度額を年額100百万円と決議いただいております。
5．なお、上記報酬等の額の他に、取締役蒲野宏之氏に対し、独立委員会の委員長職を委託しており、当事業年度における職務遂行に係る対価及び費用は21百万円となっております。また、監査役田中節夫氏に対し、同委員会の委員職を委託しており、当事業年度における職務遂行に係る対価及び費用は８百万円となっております。

③ 社外役員に関する事項

イ．社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	蒲 野 宏 之	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験及び専門性を活かして、コンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から意見を述べております。
	中 村 利 雄	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経済産業行政における豊富な経験及び実績を活かして、事業判断の根拠の明確化等について意見を述べております。
社外監査役	田 中 節 夫	当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査役会14回の全てに出席し、警察行政における豊富な経験及び実績を活かして、リスク管理体制の強化等について意見を述べております。
	寺 東 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会14回の全てに出席し、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社ニコンにおける経営者としての経験及び幅広い見識を活かして、経営全般について意見を述べております。

（注）当社は米国司法省との間で、自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、平成27年９月に罰金の支払いを主な内容とする司法取引に合意しました。社外取締役である蒲野宏之氏及び中村利雄氏並びに社外監査役である田中節夫氏及び寺東一郎氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、また、本件を受け、独立委員会の活動等を通して、競争法遵守を含むコンプライアンス体制の強化に積極的な役割を果たしております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年６月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の概要）

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	59百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115百万円

（注）１．当社監査役会は、会計監査人から監査項目の内容と予定監査時間等の算定根拠について説明を受け、また、監査報酬の推移と増減理由も確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額を記載しております。

３．当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「規程案整備に関する助言業務」等の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

3．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

これを実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議や各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

当社は、今後も引き続き、より充実したコーポレートガバナンス体制を実現してまいります。

４．業務の適正を確保するための体制等

(1) 当該体制等についての取締役会決議の内容

当社が業務の適正を確保するための体制等として取締役会において決議した事項は、当事業年度末日現在、次のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ） 取締役会は子会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。

（ロ） 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、ＣＳＲ委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。

（ハ） ＣＳＲ委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する担当専門分科会（コンプライアンス専門分科会）を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。

(二) 社外役員を主要な構成員とし、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応（以下、「本件事項」という。）を取扱う経営倫理委員会を設置する。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置する「ホットライン制度」を利用するものとする。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告するものとする。本件事項については本委員会が取締役会に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。

(ホ) 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。

(ロ) 法令・倫理・事件・事故、災害、品質、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれＣＳＲ委員会、中央防災対策本部、ＢＣＰ対策本部、全社品質委員会、全社環境委員会、安全保障輸出管理／特定輸出・通関管理委員会、全社安全衛生委員会、経営倫理委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。

④ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、全社教育審議会、開発委員会、設備委員会、全社品質委員会、全社環境委員会、ＣＳＲ委員会、内部統制委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。

(ロ) 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス専門分科会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。

(ロ) 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。

(ハ) 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくＣＳＲ委員長に報告するものとする。

(b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のＣＳＲ委員会に報告するものとする。

(ロ)　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。

(ハ)　子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。

(b) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。

(二)　子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役の派遣及び当社の業務監査部による内部監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備するものとする。

⑦ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。

⑧ 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。

⑨ 当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。

⑩ 当社監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

(a) 取締役は、上記①に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

(b) 使用人は、上記⑤に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

(c) コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。

(ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(a) 子会社の役職員又は上記⑥(イ)(a)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。

(b) 当社監査役は、定期的に子会社監査役との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。

(c) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス専門分科会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

⑪ 上記⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

⑫ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。

⑬ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

なお、当社は、当事業年度において次のとおり「業務の適正を確保するための体制等」を改定しており、上記は改定後のものです。

・平成27年４月20日 会社法及び会社法施行規則の改正への対応、
競争法遵守体制の強化の反映等
・平成27年12月21日 経営倫理委員会及びホットライン制度の設置の反映

(2) 当該体制等の運用状況の概要

① 業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は14回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役の職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。主に取締役会メンバーが参加する経営会議は19回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について社長の意思決定を助けるべく、総合的な審議を行っております。取締役に加え各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は18回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や解決方策の検討等を行っております。ＣＳＲ委員会は３回開催され、法令・倫理の遵守や情報セキュリティ管理に係る活動の報告、審議を行っております。コンプライアンス専門分科会は４回開催され、ヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は３回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。ＣＳＲ委員会・コンプライアンス専門分科会・内部統制委員会においては、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。経営倫理委員会は３回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会が遵守プログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役会に報告する体制を構築しております。

当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会が開催され、実質的な審議が行われております。

② 内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内に周知され、各規定に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、ＣＳＲ委員長に適切に報告がなされております。

③ コンプライアンス教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれコンプライアンスに関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令／コンプライアンス連絡会を実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法及び腐敗防止についての解説を行うコンプライアンス講演会等を実施しております。

④ 内部監査の実施状況

内部監査部門である業務監査部は、決裁申請や経費精算のモニタリング監査のほか、競争法・下請法・安全保障輸出管理・特定輸出申告制度等に係るコンプライアンス監査、当社及びそのグループ会社を対象とした財務報告に係る内部統制監査を実施しております。同部は上記の各監査に関して、半期ごとの総括的な業務監査結果に加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、代表取締役社長・同部の所管取締役・監査役等に報告しております。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、次により記載されております。
1．百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2．千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**412,333**	**流動負債**	**112,463**
現金及び預金	97,481	支払手形及び買掛金	36,052
受取手形及び売掛金	102,575	短期借入金	4,549
有価証券	72,503	1年内返済予定の長期借入金	20,242
たな卸資産	108,945	未払金	13,141
繰延税金資産	16,305	未払費用	14,759
その他	15,348	未払法人税等	7,137
貸倒引当金	△826	ＮＡＳ電池安全対策引当金	5,405
		競争法関連損失引当金	4,307
		その他	6,865
固定資産	**299,563**	**固定負債**	**181,461**
有形固定資産	**204,993**	長期借入金	139,180
建物及び構築物	62,252	繰延税金負債	13,766
機械装置及び運搬具	86,606	製品保証引当金	1,840
工具、器具及び備品	6,201	退職給付に係る負債	21,418
土地	22,697	その他	5,254
建設仮勘定	27,236	**負債合計**	**293,924**
無形固定資産	**3,019**	**純資産の部**	
ソフトウエア	1,763	**株主資本**	**407,158**
その他	1,256	資本金	69,849
投資その他の資産	**91,550**	資本剰余金	72,092
投資有価証券	78,675	利益剰余金	266,580
繰延税金資産	4,353	自己株式	△1,363
退職給付に係る資産	5,251	**その他の包括利益累計額**	**△414**
その他	3,444	その他有価証券評価差額金	20,832
貸倒引当金	△174	為替換算調整勘定	△5,888
		退職給付に係る調整累計額	△15,358
		新株予約権	**875**
		非支配株主持分	**10,352**
		純資産合計	**417,972**
資産合計	**711,897**	**負債・純資産合計**	**711,897**

（注） 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**435,797**
売上原価		**289,266**
売上総利益		**146,531**
販売費及び一般管理費		65,633
営業利益		**80,898**
営業外収益		
受取利息	631	
受取配当金	1,514	
持分法による投資利益	1,020	
その他	2,493	**5,659**
営業外費用		
支払利息	1,968	
為替差損	2,392	
その他	698	**5,059**
経常利益		**81,498**
特別利益		
固定資産売却益	115	
投資有価証券売却益	662	
補助金収入	294	**1,072**
特別損失		
固定資産処分損	421	
減損損失	4,451	
競争法関連損失引当金繰入額	7,113	**11,986**
税金等調整前当期純利益		**70,584**
法人税、住民税及び事業税	15,782	
法人税等調整額	1,361	**17,144**
当期純利益		**53,440**
非支配株主に帰属する当期純利益		123
親会社株主に帰属する当期純利益		**53,316**

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日　残高	69,849	72,099	224,040	△1,403	364,585
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,775		△10,775
親会社株主に帰属する当期純利益			53,316		53,316
自己株式の取得				△62	△62
自己株式の処分		△16		102	86
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		8			8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△7	42,540	39	42,572
平成28年３月31日　残高	69,849	72,092	266,580	△1,363	407,158

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年４月１日　残高	26,394	7	7,983	△6,915	27,469	886	11,060	404,001
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△10,775
親会社株主に帰属する当期純利益								53,316
自己株式の取得								△62
自己株式の処分								86
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△5,561	△7	△13,871	△8,443	△27,883	△10	△707	△28,602
連結会計年度中の変動額合計	△5,561	△7	△13,871	△8,443	△27,883	△10	△707	13,970
平成28年３月31日　残高	20,832	－	△5,888	△15,358	△414	875	10,352	417,972

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成28年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**240,613**	**流動負債**	**121,264**
現金及び預金	30,909	買掛金	30,649
受取手形	1,067	短期借入金	31,343
売掛金	68,101	1年内返済予定の長期借入金	19,594
有価証券	72,503	未払金	9,366
商品及び製品	20,250	未払費用	8,199
仕掛品	1,113	未払法人税等	5,570
未成工事支出金	175	前受金	2,736
原材料及び貯蔵品	21,399	預り金	654
繰延税金資産	9,506	ＮＡＳ電池安全対策引当金	5,405
短期貸付金	2,941	競争法関連損失引当金	4,307
未収入金	9,134	関係会社事業損失引当金	2,750
未収消費税等	2,398	その他	685
その他	1,191	**固定負債**	**120,860**
貸倒引当金	△81	長期借入金	100,000
固定資産	**257,505**	繰延税金負債	9,932
有形固定資産	**71,361**	退職給付引当金	8,385
建物及び構築物	24,978	製品保証引当金	1,474
機械及び装置	21,660	その他	1,068
車両運搬具	114	**負債合計**	**242,125**
工具、器具及び備品	3,214	**純資産の部**	
土地	15,670	**株主資本**	**234,535**
建設仮勘定	5,723	**資本金**	**69,849**
無形固定資産	**1,176**	**資本剰余金**	**72,064**
ソフトウエア	1,105	資本準備金	70,135
その他	71	その他資本剰余金	1,928
投資その他の資産	**184,967**	**利益剰余金**	**93,984**
投資有価証券	60,105	その他利益剰余金	93,984
関係会社株式	75,699	固定資産圧縮積立金	2,139
関係会社出資金	20,827	繰越利益剰余金	91,845
長期貸付金	9,626	**自己株式**	**△1,363**
前払年金費用	17,297	**評価・換算差額等**	**20,582**
その他	1,511	**その他有価証券評価差額金**	**20,582**
貸倒引当金	△101	**新株予約権**	**875**
		純資産合計	**255,993**
資産合計	**498,118**	**負債・純資産合計**	**498,118**

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**242,030**
売上原価		**168,167**
売上総利益		**73,863**
販売費及び一般管理費		35,058
営業利益		**38,805**
営業外収益		
受取利息	417	
受取配当金	13,629	
受取手数料	3,500	
その他	2,358	**19,905**
営業外費用		
支払利息	1,719	
為替差損	603	
その他	140	**2,463**
経常利益		**56,247**
特別利益		
固定資産売却益	65	
投資有価証券売却益	658	
補助金収入	127	**850**
特別損失		
固定資産処分損	293	
減損損失	3,675	
関係会社株式評価損	493	
関係会社出資金評価損	792	
競争法関連損失引当金繰入額	7,113	
関係会社事業損失引当金繰入額	2,750	**15,118**
税引前当期純利益		**41,980**
法人税、住民税及び事業税	6,793	
法人税等調整額	△576	**6,216**
当期純利益		**35,763**

（注） 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年5月9日

日本碍子株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　井　夏　樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　崎　裕　司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　見　彰　則 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本碍子株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２８年5月9日

日本碍子株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　井　夏　樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　崎　裕　司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　見　彰　則 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本碍子株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１５０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載の米国反トラスト法違反に関する件を受けて、当社及び当社グループ各社が再発防止と競争法遵守を含むコンプライアンス体制の更なる強化に取り組んでいることを確認しております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．重要な後発事象
計算書類及び連結計算書類の注記に重要な後発事象として記載されているとおり、当社は平成28年４月28日開催の取締役会において、自己の株式の取得に係る事項について決議しております。当該事項は監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成28年５月11日

日本碍子株式会社
監査役会
常勤監査役　水野丈行 ㊞
常勤監査役　杉山　謙 ㊞
社外監査役　田中節夫 ㊞
社外監査役　寺東一郎 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開ならびに収益の状況等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金20円　　総額 6,531,576,140円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成28年６月30日（木曜日）

第２号議案　取締役12名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	浜本英嗣（はまもとえいじ） (昭和24年７月20日生)	昭和48年３月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成17年６月　当社取締役専務執行役員 平成19年６月　当社代表取締役専務執行役員 平成23年４月　当社代表取締役副社長 平成26年６月　当社代表取締役会長（現任）	15,000株
	[取締役候補者とした理由] 浜本英嗣氏は、当社において財務、経理、人事等幅広い管理部門を経験し、当社の主要事業である電力事業本部、エレクトロニクス事業本部の本部長を経て、平成23年から代表取締役副社長、平成26年から代表取締役会長を務めております。当社における豊富な業務経験に基づく国際的な視野と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	大島（おおしま） 卓（たく） (昭和31年7月14日生)	昭和55年３月　当社入社 平成19年６月　当社執行役員 平成23年６月　当社常務執行役員 平成26年６月　当社代表取締役社長（現任）	6,000株
	[取締役候補者とした理由] 大島卓氏は、当社入社後は生産技術部門に所属し、海外子会社の製造ライン立ち上げを経験しました。またＮＡＳ®電池の開発、量産に当初から携わり、世界初の大規模容量の蓄電池事業部門の長として設計、製造、市場開拓などに取り組みました。平成26年より代表取締役社長を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	武内（たけうち） 幸久（ゆきひさ） (昭和30年12月７日生)	昭和53年３月　当社入社 平成16年６月　当社取締役 平成17年６月　当社執行役員 平成20年６月　当社常務執行役員 平成23年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役専務執行役員 平成27年６月　当社代表取締役副社長（現任） （担当） 社長補佐、研究開発本部長、開発委員長	10,000株
	[取締役候補者とした理由] 武内幸久氏は、研究開発部門で開発を主導した圧電マイクロアクチュエーターを事業化し、事業部長としてその運営に当たった経験を有しております。平成23年より取締役常務執行役員研究開発本部長として新製品の開発に取り組んでおり、平成27年からは代表取締役副社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当ならびに
重　要　な　兼　職　の　状　況</th><th>所有する当社の
株　式　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>坂　部　進（さかべ　すすむ）
（昭和33年８月15日生）</td><td>昭和56年３月　当社入社
平成19年６月　当社執行役員
平成22年６月　当社取締役執行役員
平成23年６月　当社取締役常務執行役員
平成27年６月　当社取締役専務執行役員（現任）

（担当）
財務部・資材部所管、東京本部長
（重要な兼職の状況）
メタウォーター株式会社社外取締役</td><td>9,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
坂部進氏は、当社入社後は主に財務部門における業務経験を積み、また国内・海外子会社の管理部門および事業部門の企画部長を務めました。現在は取締役専務執行役員として、会計・税務を中心に社内ルールの改定や組織再編、あるいは投資家との対話にも注力するなど、当社における豊富な業務経験と財務分野に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>蟹　江　浩　嗣（かにえ　ひろし）
（昭和32年７月９日生）</td><td>昭和56年３月　当社入社
平成22年６月　当社執行役員
平成24年６月　当社常務執行役員
平成26年６月　当社取締役常務執行役員
平成27年６月　当社取締役専務執行役員（現任）

（担当）
セラミックス事業本部長、名古屋事業所長
（重要な兼職の状況）
NGK CERAMICS EUROPE S.A.取締役会長、
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司董事長</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
蟹江浩嗣氏は、産業プロセス事業部門の営業および企画等の事業運営に携わり、また秘書室長として本社部門管理の経験を有します。現在は取締役専務執行役員セラミックス事業本部長として当社最大の事業である同本部の運営を主導しております。当社における豊富な業務経験と同本部における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	岩崎 良平 (昭和35年1月30日生)	昭和57年３月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） 経営企画室・新事業企画室・秘書室・広報室・ 人事部所管、グループ会社統括 （重要な兼職の状況） NGKエレクトロデバイス株式会社取締役	10,000株
	[取締役候補者とした理由] 岩崎良平氏は、セラミックス事業部門の営業を経て、海外子会社経営、経営企画室長、エレクトロニクス事業本部長など、事業運営に関わる多様な実務上の経験を蓄積しました。現在は取締役常務執行役員として経営企画室、新事業企画室などの本社部門を所管し、当社における豊富な業務経験と事業運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	齋藤 英明 (昭和32年８月６日生)	昭和57年３月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） 電力事業本部長	5,000株
	[取締役候補者とした理由] 齋藤英明氏は、当社入社後、産業プロセス事業部門の営業を経て、労働組合中央執行委員長、電力事業部門の営業部長などの役職を歴任いたしました。現在は取締役常務執行役員電力事業本部長として同本部の運営を主導しております。当社における豊富な業務経験と同本部における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	石川 修平（いしかわ しゅうへい） (昭和34年12月10日生)	昭和59年３月　当社入社 平成22年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社常務執行役員 平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） エレクトロニクス事業本部長、知多事業所長 （重要な兼職の状況） NGKエレクトロデバイス株式会社取締役会長	6,000株
	[取締役候補者とした理由] 石川修平氏は、当社入社以来、金属事業部門の技術、開発に携わり、同部門における生産技術、新製品開発に関する知識を有しております。同部門の事業部長を経て、現在は取締役常務執行役員エレクトロニクス事業本部長として同本部の運営を主導しております。当社における豊富な業務経験と同本部における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
9	佐治 信光（さじ のぶみつ） (昭和33年７月３日生)	昭和59年３月　当社入社 平成25年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役執行役員 平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） 業務監査部・ＣＳＲ推進室・ グローバルコンプライアンス室・法務部・知的財産部・ 総務部所管、グローバルコンプライアンス室長、 ＣＳＲ委員長、内部統制委員長、大阪支社長	4,000株
	[取締役候補者とした理由] 佐治信光氏は、電力事業部門の営業、財務部門、海外子会社、社外団体出向など多様な業務を経験した後、複数の事業部門の企画部長を経て法務部長に就任しました。現在は取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス関連部門を所管し当社の法令遵守を主導する立場にあるなど、当社における豊富な業務経験と法務分野における国際的な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	丹羽智明（にわ ちあき） (昭和35年2月16日生)	昭和59年３月　当社入社 平成25年６月　当社執行役員 平成27年６月　当社取締役執行役員（現任） （担当） 製造技術本部長、環境経営統括部・品質統括部・安全衛生統括部所管、設備委員長、環境委員長、品質委員長、安全衛生委員長	3,000株
	[取締役候補者とした理由] 丹羽智明氏は、エンジニアリング事業部門（現在は別会社として分離独立）および産業プロセス事業部門でのプラント技術部門の経験が長く、現在は取締役執行役員製造技術本部長として全社のものづくりを主導する役割を果たしております。当社における豊富な業務経験とプロジェクトマネジメントおよび製造技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
11	蒲野宏之（かまの ひろゆき） (昭和20年７月21日生)	昭和46年４月　外務省入省 昭和54年４月　最高裁判所司法研修所 昭和56年４月　弁護士登録 昭和63年10月　蒲野綜合法律事務所代表弁護士（現任） 平成19年６月　株式会社小松製作所社外監査役 平成19年７月　住友生命保険相互会社社外取締役 平成21年４月　東京弁護士会副会長 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成27年６月　ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 蒲野綜合法律事務所代表弁護士 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、現に当社の社外取締役として当社の経営全般に対して提言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
12	中村 利雄（なかむら としお） (昭和21年7月22日生)	昭和45年４月　通商産業省入省 平成10年６月　大臣官房総務審議官 平成11年９月　貿易局長 平成12年６月　中小企業庁長官 平成19年11月　日本商工会議所・東京商工会議所専務理事 平成21年10月　株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）社外取締役（現任） 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成28年３月　公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役 公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長	0株
	［社外取締役候補者とした理由］ 中村利雄氏は、通商産業省貿易局長や中小企業庁長官を歴任し、また、日本商工会議所の専務理事を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を活かし、現に当社の社外取締役として当社の経営全般に対して提言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．当社は過去２年間に、蒲野宏之氏に対し、独立委員会の委員長職を委託し、その対価および費用を支払っており、今後も支払う予定です。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 蒲野宏之氏および中村利雄氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者です。当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、中村利雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 当社は米国司法省との間で、自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、平成27年９月に罰金の支払いを主な内容とする司法取引に合意しました。蒲野宏之氏および中村利雄氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、また、本件を受け、独立委員会の活動等を通して、競争法遵守を含むコンプライアンス体制の強化に積極的な役割を果たしております。

(3) 蒲野宏之氏および中村利雄氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の各候補者欄に記載の、社外取締役候補者とした理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(4) 蒲野宏之氏および中村利雄氏は、現に当社の社外取締役であり、両氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

(5) 責任限定契約の内容の概要
当社は現在、蒲野宏之氏および中村利雄氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役１名が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
寺東一郎（てらとういちろう） (昭和21年５月１日生)	昭和44年７月　株式会社三菱銀行 （現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成８年６月　株式会社東京三菱銀行 （現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）取締役 平成12年６月　同行常務取締役 平成15年５月　同行常務執行役員 平成17年１月　同行専務執行役員 平成17年６月　株式会社ニコン代表取締役副社長兼ＣＦＯ 平成19年６月　同社代表取締役兼副社長執行役員兼ＣＦＯ 平成22年６月　同社代表取締役兼副社長執行役員 平成23年６月　同社顧問 当社監査役（現任） 平成24年６月　株式会社百十四銀行社外監査役（現任） 平成26年６月　株式会社牧野フライス製作所社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社牧野フライス製作所社外取締役	0株

[社外監査役候補者とした理由]

寺東一郎氏は、株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)の専務執行役員や株式会社ニコンの代表取締役兼副社長執行役員を務める等、長年にわたり会社の経営に携わっております。この会社経営の専門家としての豊富な経験とその経歴を通じて培った見識を活かし、現に当社の社外監査役として当社の経営全般に対して提言を行う等、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たしていることから、引き続き社外監査役候補者といたしました。

（注）１．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 寺東一郎氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号の社外監査役候補者です。当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
(2) 当社は米国司法省との間で、自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、平成27年9月に罰金の支払いを主な内容とする司法取引に合意しました。寺東一郎氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、また、本件を受け、競争法遵守を含むコンプライアンス体制の強化に積極的な役割を果たしております。
(3) 寺東一郎氏は、現に当社の監査役であり、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
(4) 責任限定契約の内容の概要
当社は現在、寺東一郎氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

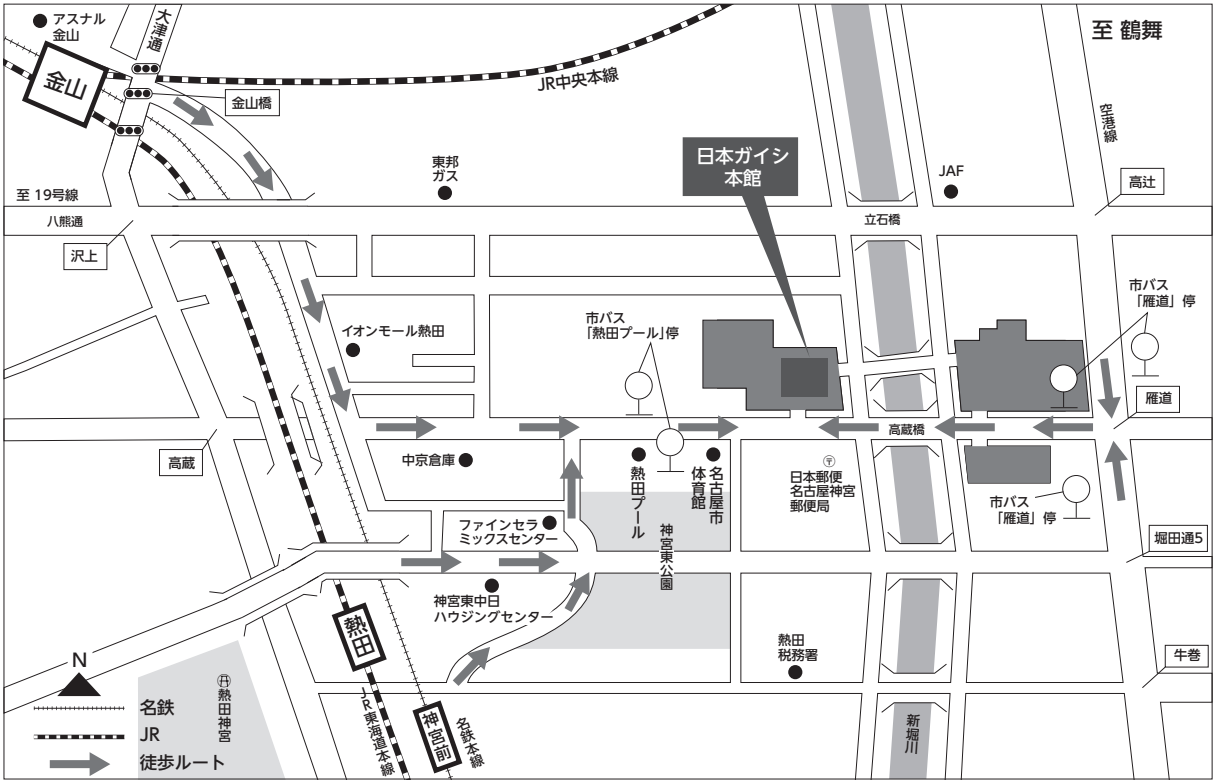
以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号　当社本館１階ホール
電話（052）872-7176　0120-00-3047（通話料無料）



名鉄 神宮前駅（東口）から	●タクシーで約５分 ●徒歩で約20分	●バスで約10分（市バス「名鉄神宮前」停から） ①8:58発　名駅18「名古屋駅」行⇒市バス「雁道」停下車
JR・名鉄・地下鉄 金山駅（北口）から	●タクシーで約５分 ●徒歩で約30分	●バスで約10～15分（市バス「金山」停から） ①【８番のりば】8:45発、9:22発 金山15「瑞穂運動場東」行⇒市バス「熱田プール」停下車 ②【４番のりば】9:10発　金山18「要町」行⇒市バス「雁道」停下車
JR・地下鉄 鶴舞駅から	●タクシーで約10分	●バスで約20分（市バス「鶴舞公園前」停から） ①【３番のりば】9:08発、9:14発、9:20発、9:26発 基幹１「鳴尾車庫」行⇒市バス「雁道」停下車 ②【３番のりば】9:12発　名駅18「名鉄神宮前」行⇒市バス「雁道」停下車
JR 熱田駅から	●徒歩で約20分	

※ 駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C022915
UD FONT　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK